

○潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成24年4月24日

告示第59号

(目的)

第1条 この告示は、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく審判の請求により、成年後見制度の利用を支援することで、要支援者の権利の擁護を図ることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市に住所等を記録し、本市に居住している要支援者のうち、次に掲げる理由により、配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）による成年後見開始等審判の申立てができない者で、成年後見等の申立てが必要と市長が認めるものとする。

- (1) 配偶者等がないこと。
- (2) 配偶者等に審判請求の必要性を説明し、請求を促しても、成年後見開始等審判の申立てを行うことを拒否され、又は虐待の事実等があり、申立てが行われる見込みがないと認められること。
- (3) 戸籍上確認できる配偶者等が音信不通の状況にあること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、成年後見開始等審判の申立てを行うことが明らかに本人の福祉に資すると認められるにもかかわらず、配偶者等による申立てを行うことができない状況にあること。

2 前項の場合において、3親等又は4親等の親族があつて、審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長申立てによる審判請求は行わないものとする。

(審判の種類)

第3条 審判請求に係る審判の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条関係）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条関係）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項関係）
- (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項関係）
- (5) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項関係）

(6) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項関係）

(7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項関係）

2 市長は、要支援者の状況を考慮し必要と認めるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条第1項（同法第134条第1項及び第143条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

（審判請求の要請）

第4条 次に掲げる者は、要支援者が成年後見開始等の審判申立てを必要とする状態にあると判断したときは、成年後見開始等審判請求要請書（様式第1号）により、市長に審判請求の要請をすることができる。

(1) 民生児童委員

(2) 福祉関係機関の職員

(3) 医療関係機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、要支援者の日常生活のために有益な援助をしている者

（調査の実施）

第5条 市長は、前条の規定による審判請求の要請があったとき、その他必要があると認めるときは、審判請求の対象者に関し、本人との面談等を行い、次に掲げる事項を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、審判請求を行うものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力

(2) 対象者の生活状況、健康状況、収入資産等

(3) 対象者の配偶者等その他の保護親族等の存否及び審判請求を行う意思の有無

(4) 市長が配偶者等に代わって審判請求をするべき事由の有無

（要請者への通知）

第6条 市長は、第4条の規定による要請があった場合において、当該要請に対する対応を決定したときは、成年後見等申立て決定（却下）通知書（様式第2号）により当該要請者に通知するものとする。

（審判の請求）

第7条 審判請求に係る申立書、添付書類の提出、費用の納付その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによるものとする。

（費用の求償）

第8条 市長は、成年後見開始等審判の申立てに基づき審判が下され、成年後見人、保佐人、補助人又は家事事件手続法第126条第1項の財産の管理者（「以下「成年後見人等」

という。)が選任されたときは、審判請求の申立てに要した費用について、対象者の成年後見人等を通じ、成年後見開始等審判費用請求書(様式第3号)により、対象者の資産等から市に当該費用の返還を求めるものとする。ただし、対象者が次条に規定する報酬助成の対象となる場合は、この限りでない。

(成年後見人等の報酬助成)

第9条 市長が行う審判請求又は市長以外の者が行う審判請求により、家庭裁判所において成年後見人等が選任された者(以下「成年被後見人等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、成年後見人等に係る報酬について当該年度の予算の範囲内において助成するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 成年後見人等の報酬の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者として、次に掲げる要件の全てに該当するもの
  - ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること。
  - イ 本人が有する預貯金の合計額が報酬額に30万円を加えた額を下回ること。
  - ウ 本人が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、助成の対象としない。

(報酬助成の支給額)

第10条 前条第1項の規定による助成金の限度額は、特別養護老人ホーム等施設に入所している者にあつては月額1万8,000円と、その他の者にあつては月額2万8,000円とし、支給額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年被後見人等が前条第1項第1号に規定する者に該当する場合は、家庭裁判所が決定した報酬額と助成限度額を比較して少ない額
- (2) 成年被後見人等が前条第1項第2号に規定する者に該当する場合は、次に掲げる額
  - ア 本人が有する預貯金等の額が30万円以下の場合は、報酬額と助成限度額を比較して少ない額
  - イ 本人が有する預貯金等の額が30万円以上の場合は、預貯金等の30万円を超える額を控除した額

(助成の申請)

第11条 成年後見人等の報酬助成を申請することができる者は、第9条第1項の規定により助成対象となった対象者又は成年後見人等（保佐人又は補助人にあつては、代理権を付与された者に限る。以下同じ。）とする。

2 助成を受けようとする者は、成年後見制度利用支援助成支給申請書（様式第4号）に次に掲げる必要書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入状況を証する書類
- (2) 金銭出納簿、領収書の写しその他の財産の管理状況が確認できる書類
- (3) 裁判所に提出する直近の財産目録の写し
- (4) 報酬付与の審判定定書の写し
- (5) 登記事項証明書（助成対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

3 前項に規定する申請書の提出期限は、家庭裁判所による付与の審判の決定のあった日の翌日から起算して60日以内とする。

（助成の決定）

第12条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成についての可否を決定し、成年後見制度利用支援助成決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援助成請求書（様式第6号）により決定された助成額を市に請求するものとする。

（助成額の変更）

第13条 市長は、対象者の資産状況若しくは生活状況が著しく変化したとき、又は死亡等により助成の理由が消滅したと認められるときは、助成額を増額し、又は減額することができる。

（未支給金の助成）

第14条 成年被後見人等が市外に転出し、又は死亡した場合において、その者に支給すべき後見人等報酬で支給しなかったものがあるときは、助成対象者又はその者の成年後見人等であった者は、第11条の規定により助成の申請を行うことができる。ただし、当該転出又は死亡時に成年被後見人等に預貯金がある場合、第10条に定める上限の範囲内でその預貯金から後見人等報酬額を控除してなお不足する額のみ助成する。

2 前項の場合において、死亡した成年被後見人等に債務が残り、当該預貯金からその整理が行われるときは、助成対象者又はその者の成年後見人等であった者が支払うべき債務額を明らかにした場合に限り、当該債務額を控除した預貯金から後見人等報酬額を控除してなお不足する額を助成する。

3 前2項の場合において、死亡時に成年被後見人等に預貯金があるにもかかわらず、助成対象者又はその者の成年後見人等であった者が後見人等報酬額を控除せずに相続人に預貯金を引き継いだ後に助成の申請を行ったときは、助成しないことができる。

(助成の中止等)

第15条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは助成を中止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 成年後見開始等の審判が取り消されたとき。
- (3) 第9条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(届出の義務)

第16条 対象者又は成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに成年後見制度利用支援助成中止(変更)届(様式第7号)により、市長に届出しなければならない。

- (1) 対象者又は成年後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 対象者の資産、生活状況又は健康状況に変化があったとき。
- (3) 成年後見等が終了したとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成24年8月17日告示第92号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月8日告示第240号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第70号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月21日告示第249号）

この告示は、令和6年11月21日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

潟上市長 様

成年後見開始等審判請求要請書

要請者  
住 所  
氏 名  
職種（勤務先）

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条の規定により、後見開始等の審判の請求を次のとおり要請します。

対象者	住 所				
	氏 名		電話番号		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		性別	
対象者の心身の状況					
対象者の生活状況					
その他（親族、収入、資産等の状況）					

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日

様

潟上市長

### 成年後見等申立て決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見開始等申立ての要請について、次のとおり決定したので、潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、通知します。

- 市長による申立てを行う。
- 市長による申立てを行わない。

（理由）



様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

潟上市長

成年後見開始等審判費用請求書

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、後見開始等審判の費用について、次のとおり請求します。

対象者	住 所			
	氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日生	（ 歳）	
請求額	円 内訳  根拠：			
後見等の類型	後見	保佐	補助	保全処分としての 財産の管理
後見等の開始日				
成年後見人等	住所			
	氏名			

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

潟上市長 様

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

成年後見制度利用支援助成支給申請書

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条第2項の規定により、成年後見人等の報酬の助成について、次のとおり申請します。

成年被後見人等	住所			
	氏名		電話番号	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別	
成年後見人等	住所			
	氏名		電話番号	
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
後見等の類型	後見 保佐 補助 保全処分としての財産の管理			
報酬開始年月日	年 月 日			
成年後見人等 報酬決定額	月額 円 (報酬付与の審判の決定額)			

添付書類

- (1) 収入状況のわかる書類（公的年金等の源泉徴収票、申告書の写し等）
- (2) 財産の管理状況がわかる書類（金銭出納簿、領収書の写し等）
- (3) 裁判所に提出する直近の財産目録の写し
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し（※確認 審判決定日の翌日から起算して60日以内か）
- (5) 登記事項証明書（代理人として成年後見人等が申請する場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第12条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

成年後見制度利用支援助成決定（却下）通知書

様

潟上市長

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等の報酬の助成について、次のおり決定しましたので、潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条第1項の規定により通知します。

1. 助成決定

成年被後見人等	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
成年後見人等	
住 所	
氏 名	
報酬費用助成決定額	月額 円
助成開始年月日	年 月 日

2. 却下

却下の理由
-------

様式第 6 号 (第 12 条関係)

年 月 日

潟上市長 様

成年後見制度利用支援助成請求書

請求者  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで決定のありました成年後見人等の報酬の助成について、  
潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり請求し  
ます。

請 求 金 額	¥ _____ 円	
	( 年 月分 から 年 月分 まで)	
振込先金融機関 〔 成年被後見人等 〕	金融機関名	
	支 店 名	
	預 金 種 目	1. 普通      2. 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義人	

様式第7号（第16条関係）

成年後見制度利用支援助成中止（変更）届

年 月 日

潟上市長 様

住所  
氏名  
成年被後見人との関係  
( )  
電話

潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第16条の規定により、次のとおり届出します。

成年被後見人等	住所		
	氏名		
届出内容	中 止 ・ 変 更		
中止・変更年月日	年	月	日
中止の理由			
変更の内容	変更前		変更後

- 1 届出内容の該当するものを○で囲んでください。
- 2 中止又は変更があったときは、確認できる書類を必ず添付してください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 12 条関係)

様式第 6 号 (第 12 条関係)

様式第 7 号 (第 16 条関係)